

市民相談(10月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階市民相談室101・102
問 魅力創造発信課
TEL 06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00
緊急事態宣言期間中は中止しています(司法書士のみ)。

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※予(1人30分・先着4人)
第2水曜日13:00~15:00
緊急事態宣言期間中は中止しています。

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼税理士※予(1人30分・先着6人)
第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)13:00から電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員予前日までに
第4火曜日10:00~12:00

お知らせ

公的年金等の受給者の
扶養親族等申告書

公的年金等受給者のうち所得税の課税対象となる人には、公的年金支払者(日本年金機構、各共済組合など)から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が順次送られていきますので、扶養状況などの必要事項を記入し、年金支払者へ提出してください。
備 年金収入のみの人は、原則この申告書の内容が源泉徴収される所得税や個人市民税・府民税に反映されます。

問 課税課・市民税担当
TEL 06・6992・1456

ご存じですか

固定資産税・都市計画税

土地の評価額を求める場合に用いる地積(課税地積)は、原則として賦課期日(毎年1月1日)現在における登記簿上の地積によります。

「測量したところ実際の地積は登記地積と異なっていた」という場合は、速やかに法務局で地積更正の登記をしてください。1月1日までに登記した場合には翌年度から、1月2日以降に登記した場合には翌々年度から固定資産税に反映されます。

問 課税課・資産税担当

TEL 06・6992・1474

固定資産税減額
住宅バリアフリー改修家屋

新築された日から10年以上を経過した住宅に、一定のバリアフリー改修を行った場合には、改修工事が行われた翌年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税が、3分の1減額されます。

注 減額措置の対象床面積は100平方メートルまでで、貸家は対象外です。減額措置を受けるには、バリアフリー改修を行った住宅に、65歳以上の人が、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がいのある人が居住していることが条件です。

改修工事の要件

自治体からの補助金や介護保険からの給付を除く工事費の合計金額が50万円以上で、次の工事に該当するものが減額措置対象です。

- ▽廊下の拡張
- ▽階段のこう配緩和
- ▽浴室改良
- ▽便所改良
- ▽手すり取り付け
- ▽床の段差解消
- ▽引き戸への取り替え
- ▽床表面の滑り止め化

申請手続き
改修工事後3カ月以内に、次の書類と、固定資産税の減額申請書(課税にあり)を提出してください。
▽納税義務者などの住民票の写し(市内在住者は不要)

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者から「還付金が発生している」と電話があり、銀行やコンビニなどの現金自動預払機(ATM)に誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺に注意してください。

市では、還付金がある場合、市民の皆さんに電話で、銀行や現金自動預払機(ATM)での手続きをお願いすることは絶対にありません。

こういった不審な電話があった場合は、絶対に手続きに応じないようお願いいたします。

問 保険課
TEL 06・6992・1545

市民協働事業 ふれあい祭り

(株)オールケア守口と守口市の市民協働事業ふれあい祭りを開催します。「今こそつながろう、地域の和」をテーマに、さまざまなイベントを行います(本年度は新型コロナウイルス感染症予防のためオンラインにて生配信)ので、ぜひ視聴してください。



時 10月10日(日)正午~午後1時30分
後日でも視聴可能です。

備 当日の視聴URLはホームページに掲載

問 障がい福祉課・コミュニティ推進課
TEL 06・6992・1630
FAX 06・6991・2494



▽工事明細書および領収書など
▽次の①~③のうち該当するもの
①65歳以上の人が居住していることが確認できるもの(健康保険証などの写し)

②要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証の写し)

③障がい者手帳などの写し

問 課税課・資産税担当
TEL 06・6992・1474

家屋調査を実施中

市では、新築、増改築や取り壊しがあった家屋を対象に調査を行っています。この調査は、令和4年度の固定資産税の評価額を算定するためのもので、屋内調査も行いますので、ご協力をお願いします。

調査にあたる職員は、固定資産評価補助員証を携帯していますので、提示を求めてください。

問 課税課・資産税担当
TEL 06・6992・1474

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税の第3期分までと個人市民税・府民税(普通徴収分)の第2期分まで、および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付

近畿圏パーソントリップ調査にご協力を

人の1日の動きを捉えるため、10月~11月にかけて「近畿圏パーソントリップ調査」を実施します。調査結果は、都市圏の交通、まちづくり、防災などさまざまな計画策定の際に貴重な資料となります。

対象となった世帯は大阪府より紙の調査票を送りますので、郵送により届いた調査票またはインターネットでの回答にご協力をお願いします。

なお、本調査の実施にあたり、大阪府の職員や調査員などが、調査の依頼や調査票の回収のため、自宅に伺うことはありません。

問 近畿圏パーソントリップ調査サポートセンター
TEL 0120・116・106

がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。また、11月1日(月)は、個人市民税・府民税(普通徴収分)の第3期分の納期限です。

納期限までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払い込み)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付が無い場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差し押さえ、公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852~1854

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 10月24日(日)9:00~13:00

場 納税課

TEL 06-6992-1852~1854

福祉の総合相談

時 ①平日午前9時~午後5時30分 ②平日午前10時~午後4時(表の開催日時を除く) ③平日(表のとおり)

場 ①市役所7階守口市社会福祉協議会 (藤田町4-20-1)

②各コミュニティセンター

③各コミュニティセンター

備 当日直接
問 守口市社会福祉協議会
TEL 06・6992・2715

| 毎月 | 場所 | 10月 |
|-------|-------|-----|
| 第1火曜日 | 西部 | 5日 |
| 第2火曜日 | 北部 | 12日 |
| 第3火曜日 | 錦 | 19日 |
| 第4火曜日 | 八雲東 | 26日 |
| 第1木曜日 | 庭窪 | 7日 |
| 第2木曜日 | 南部エリア | 14日 |
| 第3木曜日 | 東部エリア | 21日 |
| 毎月 | 場所 | 11月 |
| 第1火曜日 | 西部 | 2日 |

時 すべて10:00~12:00